

第 8 期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価結果一覧表

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

【区分】①自立支援・介護予防・重度化防止

現状と課題	高齢者数 ・高齢者は令和 22 年には 20,000 人を超える。20 年間で 2,800 人増加。 ・高齢化率は令和元年で 23.4%。高齢化率は西三河 6 市では西尾市に次ぎ高く、後期高齢者率 51.3%で最も高い。 世帯状況 ・独居率は 7.4%で年々増加しており、西三河 6 市で最も高率である。(平成 27 年度) 介護認定・利用状況 ・要介護認定率は令和元年度で 15.6%であり、県平均、国平均より低い。認定状況をみると要支援2の割合が全国と比べると高い。人数で見ると要介護 1 が最も多く、要介護5が少ない。 ・軽度認定者も割合は令和元年度で 66.5%で重度認定者より若干多くなっている。 ・給付費は年々伸びており、居宅サービス給付費水準は訪問系は国・県より低く、通所系サービスは高い。第一号被保険者当たりの給付額は通所介護、通所リハビリテーションが多い。 ・介護認定者の要介護状態になった原因は認知症、脳血管疾患、筋骨格系疾患の順である。 ・在宅医療を利用して自宅での生活の継続を希望している人の割合は 67.9%である。 一般高齢者の状況 ・フレイル有症者割合は 14.5%で 3 年前の調査時より 1.4%減少。 ・強みである指標は、「幸福感が高い」、「助け合いがやや高い」である。 ・課題がある指標は「30 分以上歩く人の割合がやや低い」、「認知機能低下者割合」である。 ・地区毎では「認知機能低下者割合」が多いのは大浜、「幸福感が高い割合」が低いのは西端、「うつ割合が多い」のは新川である。
第 8 期に 具体的 な取組 を おける	1健康保持と介護予防の推進 (1)筋トレルーム 60 運営事業 2自立支援と重度化防止の推進 (1)多職種合同カンファレンスの実施 3地域包括支援センターの機能強化 (1)総合相談支援業務

目標（事業内容、指標等）	1健康保持と介護予防の推進 (1)筋トレルーム 60 運営事業 介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム60運営事業を行います。 【今後の方向性】継続的に実施し、新規・継続利用者が増加するような運営を行います。 目標値 27,000 人 2自立支援と重度化防止の推進 (1)多職種合同カンファレンスの実施 高齢者の自立支援と重度化防止等の観点から、医療・介護などの専門職による生活モデルに基づくディスカッションを実施しています。 【今後の方向性】 多職種合同カンファレンスを通して、自立支援型ケアマネジメントの標準化、多職種の視点による重度化防止、ケアの質の向上に取り組みます。 目標値 24 回 3地域包括支援センターの機能強化 (1)総合相談支援業務 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援をしています。 【今後の方向性】 高齢者の総合相談窓口として周知に努め、相談しやすい体制づくりに取り組みます。3つの地域包括支援センターと市役所での高齢者の総合相談窓口の充実を図ります。 目標値 3,100 人
実施内容	1筋トレルーム 60 運営事業 目標値 27,000 人 実績値 34,702 人 達成率 129% コロナ禍でルームの利用を予約・入替え制としていたが令和 5 年 5 月よりコロナ禍前のフリーに戻した。延べ利用者数は前年度より2割増加、また目標値より2割多い利用者数であった。 筋トレルーム利用者延べ 206 人に評価として、基本チェックリスト、主観的健康観、運動機能評価（握力、開眼片足立ち、5m 歩行、TUG）を実施した。 評価結果 基本チェックリスト、主観的健康観については初回アセスメントでほぼ問題なかった。 運動機能については評価を 5 段階として実施。TUG は初回アセスメントでは平均で 2 の評価であったが半年以上の利用継続で平均の評価3とあがっていた。 握力、開眼片足立ち、5m歩行は 3 段階未満はいなかった。 運動は継続することで機能低下者は向上する。機能低下のみられない者は維持できることがわかる。 2多職種合同カンファレンスの実施 目標値 24 回 実績値 24 回 達成率 100% 自立支援型カンファレンスとして実施。 ICF概念を取り入れてケースをまとめ自立支援に向けた取り組みを意識している。 検討した事例をまとめ地域課題や「あったらいいな資源」を検討している。 予定したカンファレンスはすべて実施した。継続して関係者で話し合うことで自立支援への意識醸成につながると感じる。 3総合相談支援業務 目標値 3,100 人 実績値 3,607 人 達成率 116% 令和 3 年度から市直営の地域包括支援センターを廃止し、地域支援係が基幹的な役割を担うこととし、センター3 か所と出張所 1 か所、地域支援係で支援に取り組んだ。相談者数は前年度より 1.5 割少なかったが目標は上回った。

評価自己	○
課題と対応策	今後の対応 事業毎の実績を年度末にまとめ継続的に確認する。 地域包括支援センターと連携して介護予防、自立支援に取り組む。 筋トレルーム利用者の機能改善状況について経年変化でデータを整理し、事業企画に活用する。

【区分】②給付適正化－1

現状と課題	介護保険サービスの利用は高齢化及び要介護認定者等の増加とともに年々拡大し、その給付費は現在年間約46億円を超えるところまで上昇している。サービスの質・量の向上を図ることを前提としつつ、適切なサービスの提供を行い、信頼される介護保険事業の運営が求められている。そのため適正な給付が行われているか点検することが保険者としても重要である。
ける第8期における具体的な取組	利用者全員への介護給付費通知発送
内容、目標（事業内指標等）	介護サービス利用者に対して、4か月ごとに年3回、サービス利用状況を通知している。 なお、今般、国の給付適正化主要事業の見直しがなされ、介護給付費通知が主要事業から除外されたことを受け、費用対効果の観点から見直しを行った結果、令和5年度分の通知をもって、事業の廃止を行うこととした。
実施内容	令和5年1月から4月利用分 令和5年6月発送 2,788 件 令和5年5月から8月利用分 令和5年10月発送 2,761 件 令和5年9月から令和6年3月利用分 令和6年6月発送 2,973 件 令和5年度は2回、介護サービス利用者全員に対して給付費通知を発送した。下半期利用分については、事業見直しの関係により6月分を令和6年度に送付。送付率は100パーセントを達成している。
評価自己	◎
課題と対応策	請求の誤り事案の発覚はあるものの、不正請求の発見につながったケースは近年確認できていない。不正請求については、発見というよりは抑止力の効果が高いと思われるが、効果が見えづらく、紙代や郵送料など年間100万円弱の予算を計上しているため、費用対効果を検証した結果、令和5年度利用分の通知を最後に、事業を廃止することとした。

【区分】②給付適正化－2

現状と課題	介護保険サービスの利用は高齢化及び要介護認定者等の増加とともに年々拡大し、その給付費は現在年間約46億円を超えるところまで上昇している。サービスの質・量の向上を図ることを前提としつつ、適切なサービスの提供を行い、信頼される介護保険事業の運営が求められている。 住宅改修や福祉用具の購入・貸与についても受給者の身体状況にそぐわない不適切な改修工事や福祉用具の購入等が行われないように、住宅環境等を保険者も現場で確認することが重要である。
ける第8期における具体的な取組	住宅改修福祉用具等実態調査

目標（事業内容、指標等）	○住宅改修実態調査 市の補助金（市単独補助）の対象となる住宅改修については、事前事後の現場確認を担当者及び理学療法士が行う。また、新規で受領委任払登録のあった業者の初回工事においては、適正化の観点から介護保険制度の趣旨に基づいた工事を行っているか確認をするため、同様の取扱いとしている。また令和5年度からは、住宅改修1月経過後のモニタリングを導入している。 目標値 年30件 ○福祉用具貸与・購入支援 福祉用具貸与及び購入に関しては利用者の担当ケアマネ等より相談のあったことに関し、高齢介護課所属の理学療法士が実際に利用者宅へ行き、本人の身体状況や住宅環境を確認した上で、必要性の有無や助言をケアマネに行っている。R5年度からは、住宅改修同様モニタリングを導入している。また福祉用具貸与については、介護給付適正化システムを活用して確認を行い、疑義があればケアマネに確認を行う。 目標値 年85件
実施内容	住宅改修………事前事後の現場確認及びモニタリングを行う。 福祉用具購入及び貸与……ケアマネ等からの相談に基づき、現場確認及びモニタリングを行う。また、福祉用具貸与については、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの帳票を活用して、適正化の確認を行う。 ＜令和5年度実績＞ 【現地確認件数】 住宅改修………27件 （補助金併用26件 受領委任払新規事業者1件） 福祉用具購入及び貸与……購入 4件 貸与51件 【適正化確認件数】 福祉用具貸与………36件
評価	◎
課題と対応策	市の補助金の対象となる住宅改修について事前・事後の現場調査を行う取扱いとしている。件数としては年間30件ほどであり、これはおおそ年間の介護保険を適用した住宅改修申請件数の15%くらいである。令和3年度からは新規で受領委任払登録申請のあった施工業者の事案については、初回分は必ず現場調査を行うこととした。また、県が給付適正化計画にて努力目標として定めている「福祉用具購入等や住宅改修の点検時に専門職が関与する体制構築」については、本市は理学療法士と共に現場調査に行ってケアマネへの支援、助言や確認作業を行う体制をとっており適正化に努めている。 住宅改修については、改修後の現地確認で完結しており、ケアプランの中での位置づけや自立支援への効果測定が行われていなかった。そのため、令和5年度からモニタリングの仕組みを導入し、現地確認の対象としている住宅改修に対し、ケアプランの提出及び住宅改修1月経過後のモニタリングを実施し、改修か所と生活の確認を行うことで、より自立支援に資する仕組みとした。福祉用具購入・貸与についても、同様の仕組みを導入している。モニタリングを行うことにより、実施した住宅改修が利用者によって有効に機能していることを確認できたことのみならず、生活全般を見ることで、住宅改修では解決し得ない別の課題に気づき、ケアプランの見直し等対応につなげることもできるようになった。

【区分】②給付適正化－3

現状と課題	介護保険サービスの利用は高齢化及び要介護認定者等の増加とともに年々拡大し、その給付費は現在年間約46億円を超えるところまで上昇している。サービスの質・量の向上を図ることを前提としつつ、適切なサービスの提供を行い、信頼される介護保険事業の運営
-------	---

	が求められている。そのためケアプランが適正に作成されて、適正な給付が行われているか点検することが保険者としても重要である。
第8期における具体的な取組	○居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアプラン点検・支援 ケアマネジメントの質のより一層の向上を図るため、ケアマネジメントの視点を正しく踏まえ、「自立支援に資するケアマネジメントが行われているか」ということについて着目し、事業所の介護支援専門員等とともにケアプランを検証確認する。
目標（事業内容、指標等）	毎年市内全居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを確認します。 検証・確認を通じて提出された事例の「振り返り」や「新たな気づき」のきっかけとなり、介護支援専門員と市がともにレベルアップしていくことを目指す。
実施内容	ケアプランを作成している居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター12か所を訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを24事例確認した。また、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム入居者のケアプラン60件を点検した。 ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、「ケアプラン点検表」で自己評価を行った。 その結果をもとに介護支援専門員とともに検証確認しながら「自立支援に資するケアマネジメント」とは何か考える機会とし、結果をまとめて事業所に通知しマネジメントの課題を共有した。
自己評価	○
課題と対応策	アセスメント過程の課題 ・アセスメント過程を踏まずにケアプラン作成している。 ・課題整理総括表・興味関心チェックシートを有効活用できていない。 ・疾病管理に関する情報収集とアセスメント 今後の対応 継続して市内全事業所のケアプラン点検を実施する。

【区分】③サービス利用見込み

現状と課題	計画値と給付実績の比較の結果、居宅介護サービスでは、訪問型サービスが計画値を上回り、通所型サービスが下回る傾向となった。また地域密着型サービスは、サービスによって計画値を大きく下回り、施設サービスも計画値を多少下回った。 第8期計画では策定時のアンケート結果に基づき、公募による地域密着型サービスの整備計画を立てたが、「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」2か所は未整備に終わった。これが、地域密着型サービス見込量の計画値と実績値との差異の要因の一つであると考えられる。
第8期における具体的な取組	1第8期事業計画に基づき、居宅サービスについては、一人ひとりの状態に応じたケアマネジメントを実施する。また地域密着型サービスについては、整備目標に掲げた以下の3つのサービスについて重点的に取り組む。施設サービスについては、それぞれの心身の状況に応じた施設サービスを提供するとともに、利用ニーズを踏まえ必要性を検討していく。 1 地域密着型サービスの推進 (1) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 在宅生活を支える上での小規模多機能型サービスの意義は大きいと、第7期に引き続き、公募により新規事業所の整備を図る。 (2) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 医療処置が必要な方の在宅生活を支える上での役割は大きいと、公募により新規事業所の整備を図る。

	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用ニーズの高いサービスであるため、第7期に引き続き、公募により新規事業所の整備を図る。
目標(事業内容、指標等)	令和2年2月に実施したケアマネへのアンケートで、介護保険サービス事業所の整備の必要性を確認した項目において「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など利用ニーズや在宅生活を支えていくのに必要性が高いと回答があった事業所を第8期においては公募していく。
実施内容	地域密着型サービス公募 ・サービス種別 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・公募周知 1回目:令和5年5月 2回目:令和5年10月 ホームページ掲載、市内事業所はメール、市外近隣事業所は郵送による ・公募案内送付範囲 西三河、知多地域及び蒲郡に計画対象事業所を有する法人 ・受付期間 1回目:令和5年5月8日～5月29日 2回目:令和5年10月10日～11月7日 ・公募結果 いずれも応募者なし 1 「サービス見込量の進捗管理のための作業シート」の活用 3月末現在で、給付実績を計画値と比較すると、特に公募を実施している地域密着型サービス及び施設サービス費については、計画値と乖離があった。地域密着型サービスについては、実績が計画値を上回っているサービスで、公募対象となっているサービスの代替サービスとなっているものは、訪問介護の利用実績が計画値より高かったこともあり定期巡回・随時対応型訪問介護看護の代替での利用と捉えることができる。 また、計画値に比べ要介護認定者数が大きく増えているため、今後も給付費に関しては増加することが予測される。 2 給付費データの分析 利用者数では居宅サービスは概ね計画値に近い数値であった。昨年同様居宅療養管理指導の実績が高いのは、制度の浸透が一因であると考えられる。 受給者1人当たりの給付費については、居宅療養管理指導が利用者の実績に対して給付費が低いのは計画上よりも介護度の低い人の利用が多いことが考えられる。介護医療院への転換や、公募による整備が進んでいないなどの特別な要因がないサービスに関しては、概ね計画値に近い実績であった。 3 公募結果による評価 地域密着型サービスの公募に対して、令和5年度は2度の公募を行ったが応募は無かった。引き続き、整備計画に関する情報等を広く事業所に周知をする必要があると考えられる。
自己評価	△
課題と対応策	給付データの実績からサービスの組み合わせや利用回数等の傾向を探り、地域密着型サービスの需要について分析、検討を重ねていくことが課題である。 整備計画に関しては、事業所からは公募対象のサービスについて採算がとれるか不安であるなどの声があり、手を挙げづらいとの話もあったので公募サービス事業についての情報を、もっと事業所に周知をしていく必要がある。また、地域密着型サービス参入法人への市の単独補助は、予算面並びに現在の事業所との兼ね合いからも困難であることから、引き続き、県の補助メニューを活用して施設整備を進めていく。